

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品は、総平均法に基づく原価方式を採用している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
定率法を採用している。
- (4) 引当金の計上基準
退職給付引当金・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。
- (5) リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。
- (6) 消費税等の会計処理
税込計算による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土 地	34,912,000	0	0	34,912,000
小 計	34,912,000	0	0	34,912,000
特定資産				
備品購入引当資産	13,000,000	1,000,000	0	14,000,000
退職給付引当資産	18,296,000	1,259,000	0	19,555,000
返還金引当資産	5,720,000	0	70,000	5,650,000
減価償却引当資産	16,054,215	3,730,000	0	19,784,215
修繕費引当資産	15,234,971	3,000,000	0	18,234,971
預り保証金引当資産	10,500,000	0	0	10,500,000
小 計	78,805,186	8,989,000	70,000	87,724,186
合 計	113,717,186	8,989,000	70,000	122,636,186

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土 地	34,912,000	(0)	(34,912,000)	(0)
小 計	34,912,000	(0)	(34,912,000)	(0)
特定資産				
備品購入引当資産	14,000,000	(0)	(14,000,000)	(0)
退職給付引当資産	19,555,000	(0)	(0)	(19,555,000)
返還金引当資産	5,650,000	(0)	(0)	(5,650,000)
減価償却引当資産	19,784,215	(0)	(19,784,215)	(0)
修繕費引当資産	18,234,971	(0)	(18,234,971)	(0)
預り保証金引当資産	10,500,000	(0)	(0)	(10,500,000)
小 計	87,724,186	(0)	(52,019,186)	(35,705,000)
合 計	122,636,186	(0)	(86,931,186)	(35,705,000)

4. 担保に供している資産

該当なし。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	52,164,000	15,634,472	36,529,528
構 築 物	7,530,000	5,420,700	2,109,300
什 器 備 品	12,383,160	12,112,148	271,012
合 計	72,077,160	33,167,320	38,909,840

6. 引当金の明細

退職給付引当金の増減額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	18,296,000	1,259,000	0	0	19,555,000
合 計	18,296,000	1,259,000	0	0	19,555,000

7. 会費の未収額 11件 594,000円

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
既存住宅状況調査普及促進事業費補助金	山梨県	0	798,146	△798,146	0	一般正味財産

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
財務諸表に対する注記2. に記載。
2. 引当金の明細
財務諸表に対する注記6. に記載。